

(別記)

調査結果表 (地下街)

当該調査 に関与し た調査者	氏 名		調査者番号
	代表となる調査者		
	その他の調査者		

番号	調 査 項 目	対 象 の 有 無	調 査 結 果			状 況、 対 策 等	担 当 調 査 者 番 号
			指 摘 な し	要 是 正	既 存 不 適 格		
(1)	地下街の各構え	令第128条の3第1項各号列記以外の部分に規定する地下街の各構えと地下道の状況					
(2)	地下道	壁、柱、床、はり及び床版の耐火に関する性能の確保の状況					
(3)		幅員等の状況					
(4)		天井及び壁の内面の仕上げ等の維持保全の状況					
(5)		地上に通ずる直通階段等の状況					
(6)		末端の状況					
(7)		防煙区画の設置の状況					
(8)		防 火 区 画	令第128条の3第2項に規定する区画の状況				
(9)	令第128条の3第3項に規定する区画の状況						
(10)	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第11項に規定する区画の状況						
(11)	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況						
(12)	防火区画の 外周部		令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第16項に規定する外壁等及び令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項に規定する防火設備の処置の状況				
(13)		令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第16項に規定する外壁等及び令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況					

(14)	壁の室内に面する部分	耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第7項、第10項、第11項又は第16項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第7項及び第11項を除く。）の規定による防火区画の耐火性能の確保の状況						
(15)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況						
(16)	令第128条の3	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況						
(17)	第1項		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況						
(18)	第1号規す床版		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況						
(19)	床	耐火構造の床（防火区画を構成するものに限る。）	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第7項、第10項、第11項又は第16項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第7項及び第11項を除く。）の規定による防火区画の耐火性能の確保の状況						
(20)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部分の充填等の処理の状況						
(21)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況						
(22)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況						
(23)			令第128条の3第5項の規定により令第112条第19項について準用する昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準についての適合の状況						
(24)			常閉防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況						

(25)	各構えの居室の各部分から地下道への出入口までの経路	歩行距離の状況						
特記事項								
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月				

(A 4)